

商品概要説明書

A T M プラス定期貯金（スーパー定期貯金＜単利型＞）

（2026年3月1日現在）

商品名	A T M プラス（スーパー定期貯金＜単利型＞）
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・個人のみ ・J A などの定期貯金通帳（総合口座通帳を含む）をお持ちの方
期間	<ul style="list-style-type: none"> ・定型方式 1年 ・定型方式の場合は預入時のお申し出により自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いができます。
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入形態 (5) 1回あたりの入金限度額	<p>※ご利用にあたって、あらかじめ定期貯金通帳の開設（定期貯金口座の総合口座への組入れ）が必要になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現金もしくは当座性貯金口座からの振替による一括預入 ・100,000円以上, 1,000万円未満 ・1円単位 ・通帳式 <p><現金扱い> 1契約につき100万円まで (紙幣100枚以内のお取扱いとなります。)</p> <p><振替扱い> ①同一名義人様からの振替：1日あたり200万円まで ②上記①以外の口座からの振替：1日あたり50万まで (限度額変更を届けられている場合はその範囲内となります)</p> <p>※ただし上記限度額には同日の引出し、振替、振込、デビットカードのご利用分が含まれます。</p> <p>※キャッシュカードを発行されていない口座からの振替はできません。キャッシュカードをご持参ください。</p>
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・解約手続きは当 J A 窓口での取扱いとなります。 <p>※A T M での解約手続きはできません。ただし、総合口座定期貯金の満期解約予約については、一部の A T M では取扱いが可能となります。 (お手続きには、キャッシュカードが必要です。)</p>
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	<ul style="list-style-type: none"> ・預入時の店頭表示金利に0.05%（税引前）を上乗せし、約定利率として初回満期日まで適用します。自動継続の場合には、原則としてスーパー定期貯金＜単利型＞の自動継続時の約定利率を当該満期日まで適用します。 ・満期日以後に一括して払い戻します。 ・付利単位を1円として1年を365日とする日割計算をします。 ・個人のお客さまは20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 <p>※2037年12月31日までの適用となります</p> <ul style="list-style-type: none"> ・A T M 画面を操作してご契約手続きを進めていただくと基準金利がA T M 操作画面に表示されます。
満期時の取扱方法	<ul style="list-style-type: none"> ・元金自動継続または元利金自動継続 (現金扱いで定期貯金通帳（総合口座を除く）への入金の場合、元利金自動継続の取扱いとなります。)
手数料	—
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> ・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保に組入れすることができ

	<p>ます。</p> <p>(貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人のお客さまはマル優(障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」)の取扱いができます。 ・個人のお客さまは通帳レス口座サービス(通帳等の発行に代えてJ Aバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入金明細等をご確認いただくサービス)をご利用いただけます。
中途解約時の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率(小数点第4位以下切捨て)により計算した利息相当額とともに払い戻します。 <ul style="list-style-type: none"> ① 6か月未満 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 約定利率×30% <p>ただし、②の利率が解約日における普通貯金利率を下回るときは、その普通貯金利率によって計算します。</p>
貯金保険制度 (公的制度)	<ul style="list-style-type: none"> ・保護対象 <p>当該貯金は当J Aの譲渡性貯金を除く他の貯金等(全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金(当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。</p>
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	<p>苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」といいます。)につきましては、当J A本支店または金融共済部(電話：0763-62-2123)にお申し出ください。当J Aでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。</p> <p>また、J Aバンク相談所(電話：03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。</p> <p>紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当J A金融共済部またはJ Aバンク相談所にお申し出ください。</p> <p>富山県弁護士会(電話：076-421-4811)</p>
その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・自動継続でないご契約の満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ・募集期間の途中で取扱い内容を変更または終了する場合があります。 ・他の定期貯金キャンペーンとの併用はできません。 ・ATMでの硬貨での預入はできません。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J Aなんと